

京都府公立大学法人内部通報制度に関する要綱

平成 20 年 10 月 16 日
京都府公立大学法人要綱第 19 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、京都府公立大学法人コンプライアンス推進規程（以下「規程」という。）第 9 条の規定により、内部通報に係る必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、規程の例による。

(通報窓口)

第 3 条 規程第 7 条第 1 項に規定する通報窓口は、京都府公立大学法人本部総務室とし、内部通報に係る事務を行う。

(内部通報先、通報の方法及び秘密保持)

第 4 条 内部通報に係る事務処理の適正を確保するため、内部通報外部調査員（以下「外部調査員」という。）を置く。

- 2 外部調査員は、内部通報に係る職務について、公平で中立な立場で適切に遂行することができる者のうちから、理事長が選任する。
- 3 外部調査員は、職務を遂行するに当たり、内部通報窓口に対して助言し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 通報を行おうとする者は、外部調査員又は法人本部総務室長（以下「外部調査員等」という。）に対して、内部通報を行うものとする。
- 5 外部調査員に対する内部通報は、ファクシミリ又は書面によるものとする。
- 6 法人本部総務室長に対する内部通報は、口頭、電子メール、ファクシミリ又は書面によるものとする。
- 7 外部調査員等及び第 6 条第 2 項に規定する調査補助者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(内部通報の受理)

第 5 条 外部調査員等は、内部通報を受けたときは、総務・経営担当理事に報告するとともに、その内容を聴取等することにより、当該内部通報の内容となる事実を確認するものとする。この場合において、通報者の秘密を守らなければならない。

- 2 外部調査員等は、前項の確認の結果、通報者の連絡先等が不明な場合を除いて、内部通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対して遅滞なく通知するものとする。

(調査の実施)

第 6 条 外部調査員等は、前条第 2 項の規定により内部通報を受理した場合は、遅滞なく通報内容の事実関係を調査するものとする。この場合において、通報者の秘密を守らなければならない。

- 2 外部調査員等は、必要に応じて総務室参事その他通報の公正な処理を害さないと認める教職員を調査補助者とし、前項に規定する調査を実施させることができる。
- 3 第 1 項に規定する調査に当たっては、調査を受ける教職員等及び関係所属に対して、関係資料の提出、事実の証明、報告等を要請するとともに、その他の調査をするために必要な事項を実施することとする。

(協力義務及び秘密保持)

第7条 調査を受ける教職員等及び関係所属は、通報に係る事実の調査に関して協力を要請されたときは、当該調査に協力しなければならない。また、当該調査の協力によって知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の教職員等及び関係所属は、当該通報者を特定するための調査等を行ってはならない。
- 3 外部調査員等及び調査補助者は、第1項により協力した教職員等のプライバシーが侵害されることのないようにしなければならない。

(調査結果の報告)

第8条 外部調査員等は、事実関係の調査を終えたときは、調査結果をコンプライアンス委員会に報告するものとする。

(改善措置)

第9条 コンプライアンス委員会は、前条の規定による報告を受けたときは、審議を行うとともに、違法行為等であると認定したときは、理事長に報告するとともに、必要な是正措置、再発防止策等の改善措置を講じ、又は所属長に対し改善措置を講じるよう命じなければならない。

- 2 所属長は、改善措置を講じたときは、遅滞なく当該改善措置の内容を法人本部総務室長を通じて理事長及びコンプライアンス委員会に報告するものとする。
- 3 コンプライアンス委員会は、第1項の規定により改善措置を講じたとき又は所属長に対し改善措置を講じるよう命じたとき及び前項の規定により所属長から報告を受けたときは、通報者の連絡先等が不明な場合を除いて、通報者に対してその旨を通知する。
- 4 前項の規定は、調査の結果、内部通報された事実がなかった場合又は改善措置を講じる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。
- 5 コンプライアンス委員会は、改善措置が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要な場合には、更なる改善措置を講じ、又は所属長に対し改善措置を講じるよう命じるものとする。

(公表)

第10条 コンプライアンス委員会は必要と認めたときは、氏名等通報者が特定できる情報を除いて、当該調査結果及び改善措置の概要について公表し、又は、関係機関に対し通知を行うものとする。

(処分等)

第11条 理事長は、第9条第1項の規定による報告を受けたときは、当該行為に関与した教職員等に対し、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「教職員就業規則」という。）及び京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第4号。以下「有期雇用教職員就業規則」という。）に基づき必要な処分を行うことができる。

(不利益な取扱いに関する申し出)

第12条 通報者は、内部通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、コンプライアンス委員会にその旨を書面により申し出ることができる。ただし、教職員就業規則及び有期雇用教職員就業規則に基づく処分はこの限りではない。

- 2 コンプライアンス委員会は、前項の申し出を受けたときは、調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な改善措置を講じるものとする。
- 3 コンプライアンス委員会は、前項の規定により必要な改善措置を講じたときは、通報者の連絡先等が不明な場合を除いて、通報者に対してその旨を通知する。
- 4 前項の規定は、調査の結果、内部通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた事実がなかった場合又は改善措置を講じる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その

理由も併せて通知するものとする。

(通報処理体制等の周知)

第13条 法人本部総務室長は、通報等の方法、通報窓口の所在場所その他通報等に必要な事項を、本法人の教職員等に通知しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月6日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の内部通報については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。